

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年5月2日(2013.5.2)

【公開番号】特開2010-240401(P2010-240401A)

【公開日】平成22年10月28日(2010.10.28)

【年通号数】公開・登録公報2010-043

【出願番号】特願2010-76236(P2010-76236)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/34 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/34

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月18日(2013.3.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アクセスポータルであって、前記アクセスポータルは、

シールハウジングと、

前記シールハウジングに取り付け可能なスリーブであって、前記スリーブは、下にある組織へのアクセスを提供するように適合された内側長手方向通路を有する、スリーブと、

前記シールハウジング内に配置されたシールであって、前記シールは、

外科用器具を受け入れ、外科用器具が通過するための開口部を有する第1の層と、

外科用器具が存在する場合に、前記シールハウジング内に流体密封シールを提供するための貫通可能な材料の第2の連続する途切れのない層と、

前記外科用器具が通過するための開口部を有する第3の層と

を含む、シールと

を含み、

前記第1の層および前記第3の層は、前記第1の層および前記第3の層の間で前記第2の層を軸方向に圧縮された状態に維持するために、前記第2の層よりも高い密度を有するアクセスポータル。

【請求項2】

前記シールハウジングは、前記シールから遠位に離間した弁をさらに含む、請求項1に記載のアクセスポータル。

【請求項3】

前記シールは、前記シールハウジング内のチャネルを介して半径方向に圧縮されている、請求項1に記載のアクセスポータル。

【請求項4】

前記シールの直径は、前記シールハウジング内のチャネルによって半径方向に収縮されている、請求項1に記載のアクセスポータル。

【請求項5】

前記シールの前記第1の層および前記第3の層は、織物層、エラストマーの層、熱可塑性の層、およびそれらの組合せからなる群から選択される、請求項1に記載のアクセスポータル。

【請求項6】

前記第2の層は、発泡体である、請求項1に記載のアクセスポータル。

【請求項7】

前記第2の層は、シリコーン発泡体である、請求項6に記載のアクセスポータル。

【請求項8】

前記第2の連続する層は、また、外科用器具がない場合にも、前記シールハウジング内の流体密封シールを提供する、請求項1に記載のアクセスポータル。

【請求項9】

アクセスポータルであって、前記アクセスポータルは、

下にある組織へのアクセスを提供するように適合された内側長手方向通路を有するスリーブと、

前記スリーブに取り付け可能なシールハウジングであって、前記シールハウジングは、外科用器具を受け入れるための開口部を規定する近位端を有し、かつ、前記シールハウジング内に完全に配置されるシールを含み、前記シールハウジングは、

外科用器具を受け入れ、外科用器具が通過するための開口部を有する第1の層と、

外科用器具が存在する場合および前記外科用器具がない場合に、前記シールハウジング内に流体密封シールを提供するための第2の連続する層と、

前記外科用器具が通過するための開口部を有する第3の層と

を含む、シールハウジングと

を含む、アクセスポータル。

【請求項10】

前記第2の連続する層は、前記第1の層と前記第3の層との間で軸方向に圧縮されている、請求項9に記載のアクセスポータル。

【請求項11】

前記シールハウジングは、開口部を規定する近位壁を含む近位端と、開口部を規定する遠位壁を含む遠位端と、それらの間に配置され、かつ、内側周辺チャネルを含む側壁とを含む一体構造であり、前記シールは、前記近位端と前記遠位端との間に配置されており、前記シールの一部分は、前記側壁の前記内側周辺チャネル内に配置されている、請求項1に記載のアクセスポータル。

【請求項12】

前記シールハウジングは、開口部を規定する近位壁を含む近位端と、前記外科用器具が通過のために通る開口部を規定する遠位壁を含む遠位端と、前記近位端と前記遠位端との間に配置された側壁とを有する一体構造であり、前記側壁は、内側周辺チャネルを含み、前記シールの一部分は、前記側壁の前記内側周辺チャネル内に配置されている、請求項9に記載のアクセスポータル。